「熱中症予防声かけプロジェクト/うるおい日本プロジェクト」会費規約

(目的)

第1条 この規約(以下「本規約」といいます)は、「熱中症予防声かけプロジェクト /うるおい日本プロジェクト」(以下「本プロジェクト」といいます)の会員に 関する会費に関して必要な事項を定めることを目的とします。

## (会費)

- 第2条 本プロジェクトの会員の種別に応じた年会費は、次のとおりとします。
  - ①一般会員

一般会員の年会費は、金1,000円(消費税等相当額を除きます)に当該会員の事業所数を乗じた金額とします。

但し、当該会員が行政(国や地方自治体の機関、独立行政法人、地方独立 行政法人)および非営利でかつ公共性の高い民間団体については、年会費 は無料とします。

## ②特別会員

特別会員の活動応援費は、金 500,000 円 (消費税等相当額を除きます)(標準)とします。活動応援費には、一般会員の年会費を含むものとします。

③「熱中症予防声かけプロジェクト/うるおい日本プロジェクト」会員規約第 4条第2項の会員

当該会員に適用される規約によるものとします。

- 2. 年会費は、原則として、4月1日から翌年3月31日までの年度に対応するものとします。年度途中で入会した場合であっても、定まった年会費全額を支払うものとします。また、年度途中で退会(除名を含みます)した場合であっても、支払い済みの年会費について返還されることはありません。
- 3. 事業組合、グループ企業単位等での賛同会員への入会を希望する場合には、事業組合単位での入会であれば、第1項の「当該会員の事業所数」は「当該会員の組合員の全事業所数」と読み替え、グループ企業単位での入会であれば「当該会員および子会社・関連会社の全事業所数」と読み替えます。なお、それ以外の場合にはこれに準じて年会費を算出するものとします。

## (会費の納入)

第3条 入会を希望する団体は、本プロジェクトの事務局(以下「本事務局」といいます)の指示に従い、年会費にこれに係る消費税等相当額を加算のうえ、本プロジェクトの実行委員会(以下「本委員会」といいます)が指定する金融機関の口座 (以下「本プロジェクト指定口座」といいます)に振り込むことにより、年会費 を支払うものとします。なお、振込手数料等、会費の支払いに要する費用は、当 該会員の負担とします。

- 2. 会費の納入が本事務局によって確認され会員登録された時点で、本プロジェクトの会員としての資格を得るものとします。
- 3. 年会費が無償である会員(会費の支払いを免除された会員を含みます)については、前二項の定めを適用しないものとします。

# (会費の納入日)

- 第4条 年会費の納入日は次のとおりとします。
  - ①初年度

当該年度の年会費を入会時に納入するものとします。

②次年度以降

本事務局から毎年2月末頃に更新の連絡を会員に行います。会員が更新を 希望する場合には、本事務局の指示に従い、3月末日までに一括納入する ものとします。

2. 会費の納入応答日が金融機関休業日である場合は、直前営業日までに会費を納入するものとします。

## (会費の不返還)

第5条 既に納入した会費は、返還されません。

#### (規約の改訂)

第6条 本規約は、本委員会により、必要に応じて改訂される場合があります。改訂の場合には、本プロジェクトのホームページに掲載することにより会員に対して周知を行うものとします。

附則

## (改訂履歴)

- ・2016年11月1日 制定・施行
- ・2018年4月1日 改訂・施行
- ・2020年7月1日 一部改訂・施行
- ・2020年10月1日 一部改訂・施行